

七ヶ宿町地域おこし協力隊募集要項

1. 募集の趣旨

七ヶ宿町は、蔵王連峰の南麓、宮城県最南西部に位置し、福島・山形の両県と境界を接し、奥羽山脈の東南斜面の一角を占め、周囲91kmにおよぶ自然環境に恵まれた町です。町のほぼ中央を東西に白石川が流れ、これに沿うように集落が形成されています。地域の大部分が自然環境に恵まれ、青い空と四方の山々とが美しく調和しています。

しかし、一方では、人口減少や高齢化が進み地域の担い手不足や、町内諸活動が停滞するなど深刻な状況にあります。

本町ではこのような課題を抱えながらも、地域と一体となり農山村の活性化や地域資源を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、意欲溢れる人材を積極的に受け入れ、地域づくりから新たな産業の創出まで地域住民と一緒に取り組み、まちづくりを行う地域おこし協力隊を募集します。

七ヶ宿町の地域おこし協力隊は以下の事業所等でも活動を行っています。

先輩協力隊の活動

- 【芸術の里づくり活動 協力隊4名、OB1名】 <https://mugentobo.tumblr.com/>
- 【まちづくり活動 協力隊2名、OB1名】 <https://7kashuku.jp/book-cafe/>
- 【地域資源を生かした起業を目指す活動 協力隊2名】
- 【起業した協力隊 OB、OG】 <https://miyagi-ijuguide.jp/interview/5366>

2. 募集内容

区 分	活 動 内 容
【農業担い手活動】	・高齢化に伴い農業の担い手不足が進んでいることから、新たな農業の担い手として次の活動を行います。 ①水稲の生産に関する活動 ②そばの生産に関する活動 ③酪農振興に関する活動 ④果樹の生産及び加工に関する活動 ※原則、配属先での活動を基本としますが、希望により起業に向けた農業の取り組みもできます。 〔配属先：農事組合法人ライスファーム七ヶ宿〕

【活動スケジュール】 ※活動のイメージです。	①水稲の生産に関する活動 1. 種まき作業から田植え作業 (3月から5月) 2. 稲刈り作業から乾燥調製作業 (9月から10月) ②そばの生産に関する活動 1. 種まき作業 (6月から7月) 2. そば刈り作業から乾燥調製作業 (9月から10月) ③酪農振興に関する活動 1. 牧草刈取作業 (一番草) (6月) 2. 牧草刈取作業 (二番草) (7月) ④果樹の生産及び加工に関する活動 1. 醸造用ぶどう等収穫作業 (8月から9月) 2. りんご等収穫作業 (11月から12月) 3. 剪定作業 (1月から3月)
----------------------------------	--

活動内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水稲	○	○				○	○					○
そば			○	○		○	○					
酪農			○	○								
果樹					○	○		○	○	○	○	○

※ 上記活動以外に次の(1)～(3)の活動も行います。

(1) 集落等の要望により住民と協力して行う活動

可能な範囲で集落の環境維持、高齢者の生活支援、地域行事、コミュニティ事業などの地域づくり活動に従事します。

(2) 協力隊としての自主的な地域振興活動

経験やスキル等を生かし、協力隊として自主的に企画活動します。

(3) その他の活動

協力隊の活動に必要な研修に参加します。

3. 募集対象者

- (1) 現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等(※)に住民票を有し、任用後は七ヶ宿町に住民票及び生活拠点を移すことができる方

※ 詳しい地域は、総務省のHPで確認するか、個別にお問い合わせください。

【総務省HP】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf

4. 求めている人材

- (1) 地域住民とのコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲のある方
- (2) 田畑の作業に興味のある方
- (3) 果樹関係に興味のある方
- (4) 普通自動車運転免許を持っている方
- (5) 将来、七ヶ宿町に定住し、担い手として農業に取り組む意思のある方

5. 募集人員

地域おこし協力隊 1名

6. 委嘱日

要相談 面接時にご希望時期をお話してください。

7. 活動期間

委嘱から3年間とします。

8. 地域おこし協力隊の身分及び勤務形態等

- (1) 地域おこし協力隊は、町の委嘱を受け、町が業務委託する事業所等と雇用契約を締結し、そこへ配属されます。
- (2) 報酬は月額20万円とします。
※配属先の基準により、通勤手当を別途支給します。それ以外に賞与、各種手当等は支給しません。
- (3) 町から委嘱を受けた地域おこし協力隊は、町及び配属先の指示に従い活動するものとし、次に定める場合は委嘱の取り消しを行う場合があります。
 - ① 本人から取り消しの願い出があった場合
 - ② 地域おこし協力隊に不良行為（協力隊としてふさわしくない行為）が認められた場合
 - ③ 傷病、事故等により、地域おこし活動等が継続できなくなった場合
- (4) 活動時間、休日、休暇等の労働条件は、配属先の条件となります。
- (5) 貸与品等は次のとおりとします。
 - ① 活動期間中の住居、活動に使用する車両、パソコンは町が貸与します。
 - ② 活動車両の燃料費、活動に必要な消耗品等は町又は配属先が負担します。
- (6) 地域おこし協力隊が負担するものは次のとおりとします。
 - ① 本町までの交通費、引越しに必要な経費
 - ② 活動期間中の健康保険料、年金保険料等の社会保険料
 - ③ 貸与された住居に係る光熱水費、電話等通信費
 - ④ 活動期間中の私生活に必要な備品、消耗品等
 - ⑤ 自己都合により町で指定した住居以外に入居する場合の家賃等

9. 募集期間

令和4年2月10日（木）まで

10. 応募方法

七ヶ宿町地域おこし協力隊募集要項を確認後、指定の応募用紙を「12. 問い合わせ先」まで郵送してください。

指定の応募用紙は七ヶ宿町のホームページからダウンロードできます。

11. 選考方法

（1）選考試験

1次試験 書類審査

2次試験 面接審査 町が指定する日時に行います。

なお、選考試験に要する交通費等は個人負担となります。

（2）選考結果の通知

結果のお知らせは、面接審査を受けた方のみ、通知します。

12. 問い合わせ先

〒989-0592 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126

七ヶ宿町ふるさと振興課企画係

TEL：0224-37-2194

E-mail: shichi24@town.shichikashuku.miyagi.jp

以上